

第6日

平成23年3月2日（水）

午前10時零分開議

○議長（柴田裕隆君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は21名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位はお手元に配付のとおりであります。申し合わせにより1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に13番矢野公子議員の質問を許可します。13番矢野議員。

（13番矢野公子君登壇）

○13番（矢野公子君） 皆様、おはようございます。1番のくじを引き当てました13番議員矢野公子でございます。毎日、新聞紙上に大きな国内外の出来事が報じられますけれども、1週間前のニュージーランドでの地震、夢と希望を持って語学研修に出かけていた若者がたくさん犠牲になられ、まだ、身元がわからない人たちが27人もおられるということで、非常に心を痛めておられると思います。

また、間一髪で難を逃れられた筑陽学園中学3年生34名の方たち、本当にどこにいたかで命の存在が変わるということを思い知らされました。地震の多い日本ですから、人ごとではありません。今、学校では耐震の診断とか、耐震化が進められておりますけれども、早急に進んでいくこと。そして、公共施設やその他住宅などの耐震化が進んでいくことを願っております。

また、中東や北アフリカなど、長い独裁政治に抗議する民衆の力が報じられ、どんどん広まっていく姿を見ながら人民のエネルギーの大きさを見せられております。ですが、これから本当に国民一人一人のための政治が行われていくようになるには、まだまだ、長い年月が必要なんだろうなあと思い知らされます。

日本の国内でも4月からの予算執行をどうしていくのだろうと不安に思っておられる行政職員の方たちが目に浮かぶのですが、去年の9月議会のとき、私は参議院選の後の議会なんですけれども、こんなにここで言ったのを覚えています。一昨年衆議院選の後、民主党が圧勝し、そして去年の参議院選では自民党が圧勝したあの選挙、それを見ながら、まだ、まだ、日本の民主主義は確立していないなあと言ったのを覚えています。民主主義が確立していくには、もっともっと国民が賢くならなければならないと思います。賢くなっていくためには、正しい情報が出されること、そして、意見が違う人も同じ人も、議論しあいながらいい方法を見つけだしていくという、そのことが大事なんだろうと思います。

私たちの住んでいるこの朝倉市の中でもそういうように、議会もあるいは住民、私たち市民同士もそんなになっていかなければならないと願っています。そして、朝倉に住んで

よかった、ここに住み続けたいと思うような市になっていくことを願っています。

これから質問席で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

(13番矢野公子君降壇)

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野議員。

○13番（矢野公子君） これから通告書に従って質問をいたします。

今回は、大きな2点について通告をしています。

まず、1点目はみんなで育む食と農のふる里あさくら創造についてです。

朝倉市食料・農業・農村振興条例を制定し、担い手や後継者が展望を持って農業を推進しますという市長のマニフェストを就任1年目に実現され、昨年の12月定例会で朝倉市夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例が制定されました。この条例や第1次朝倉市総合計画に基づいて今、朝倉市食料・農業・農村基本計画が策定されています。これらの名称が単に朝倉市食料・農業・農村基本条例ではなく、夢と緑を育む食料・農業・農村基本条例であり、基本計画のほうではサブタイトルに、みんなで育む食と農のふる里あさくら創造とつけられています。これらの文言を見ると、ぜひ条例や基本計画を実のあるものにした、一緒に実現へ向けて歩みたい、そしたら、夢が広がるだろうなあという気がいたします。

そして、これは基幹産業が農業である朝倉市のこれからの大きな柱になるものと思えますし、なさねばならないものと思えます。

昨年6月、森田市長が市長になられて初めての定例会で私は食育に関する質問の中で、高知県南国市の食育を紹介したとき、市長はやっぱり取り組みをする場合は、朝倉市は一つの目標となるような形をつくりなさいということだろうと思えますので、そのようになるように努力をさせていただきたい、と答弁されました。市長の熱い思いでできた条例と基本計画、ぜひ、市民みんなで取り組んでいきたいと願っています。

そこで、通告書に書いている最初の質問ですが、行政がこの計画にのっとって仕事をされるのはもちろんですけれども、この計画書の策定の推進にも生産者はもとよりすべての市民が農業の大切さを理解し、云々と書いてあるように、この条例や計画書のことを市民も知り、そして実行していくことがみんなで育む食と農のふる里あさくら創造につながると思うのですが、市民に広めていく手だてはどのように考えてあるのか、質問いたします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 今、議員の質問で基本計画をどのように市民に広めていくのかということですが、今、議員が申されましたように現在、担当課では食料・農業・農村基本計画を策定中であり、市としての計画ということですが、この計画策定に当たりましては、多くの貴重な意見をいただいたところです。農林行政審議会を立ち上げまして、去る2月14日に最終的な答申をいただいたところです。

答申をいただきまして、先ほどから言いますこの条例の基本理念を踏まえた朝倉市の目

指すべき豊かで魅力のある農業農村の振興策を総合的に、かつ計画的に推進するという指針であります。ここにありますサブタイトルを議員のほうが言われましたが、基本計画のサブタイトルで食料の姿とか、農業、農村という形で将来像を示しております。そういう中でこの計画の策定の中で今後10年間で取り組むべき施策を明らかにしておるといふところです。

計画策定後は、具体的な検討を進めていきたいと思っておりますが、具体的な施策を打ちだしております関係で、事業で施策を打ちだしております、基本計画を踏まえた今後の具体的な施策について検討をしていきたい。計画の中身も10年スパンでありますので、すぐにやれるもの、また、中長期的にやれるもの、そういうものを具体的な内容の検討を進めていくという必要があるというふうを考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 10年間の施策であるので、今後、内容ですぐできるもの、中長期的なもの、検討していくという答弁でしたので、ひとつ取り入れていただけたらと思う内容について、よその取り組みについて紹介させていただきます。

昨年10月環境民生常任委員会の行政視察で福井県小浜市に行きました。平成13年に食のまちづくり条例を制定し、食を中心に農林水産業を初め、食に関する産業の振興、環境の保全、福祉及び健康の増進、教育及び伝承、観光及び交流、安全で安心な食のまちづくりと、あらゆる分野の施策を総合的に推進してありました。こうしたまちづくりの手法として市、市民、事業者の協働によるまちづくりが進められていました。小浜市にある12地区で御食国（みけつくに）いきいきまちづくり活動支援事業、市民参加のまちづくりというのが平成13年度から取り組まれております。御食国（みけつくに）というのは、小浜市が食べ物を献上するというので、御食国と名前がつけられている、それを取り入れてあるようです。

その平成13年度から取り組まれ、年間50万円ずつを各地区に渡し、各地区ごとに計画書を策定して実践し、食のまちづくり推進大会で発表するそうです。内容は各地区独自ですが、その地域にもともとある資源を活用して取り組むこと、市民によるまちづくりが基本であることだそうです。この事業は今も続いており、年々活動も充実しているということでした。

補助金は13年から18年度までは各地区50万円、19年・20年度は45万円、21年・22年度は40万円だそうです。各地区にはその地区在住の職員が住民として入ることになっているそうです。

視察では、各地区の取り組みを実際に見ることはできませんでしたが、最近、佐藤由美さんというジャーナリストが書かれた「小浜発おいしい地域力、食のまちづくり」という本に出会いました。短い視察の中でもこの条例が市内に浸透していると感じたのですが、本を読んで、その奥深さに感動を受けましたし、全国各地から視察に来るはずだと納得し

ました。

朝倉市もせっかくつくった条例や基本計画ですし、作成したのは農業振興課かもしれませんが、内容を見ると小浜市と同じように多くの部署と関連があります。市民に広く浸透するために、小浜市のこの手法を取り入れたらどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 今、計画を策定中ではありますが、これをいかに実施していくかということの取り組みだと思っておりますが、具体的な小浜市の紹介でございますが、担当課としては具体的な計画の検討に向けて、当然市民の方とか、事業者、農業者、それぞれの団体等に話を進めながら計画を具体的に進めていくという手法が当然必要だと考えております。それぞれの役割に応じた施策事業を構築していくということで、計画の中にはハード事業、ソフト事業、それぞれありますので、そういうものを両面から行政として支援していくものを構築していかなければならないと思っております。

朝倉市には、コミュニティが現在16あるというふうに認識をしておりますが、具体的に担当課として、この計画の中で地域コミュニティとの連携によって農業振興を図るといった具体的なものは現段階では持ち得ていませんけど、そういう内容で検討する中で、コミュニティというふうな取り組みと一緒に連携できるものがあれば、模索する必要があるかなというふうには考えます。

○議長（柴田裕隆君） 農林商工部長。

○農林商工部長（牟田芳高君） 課長が担当課としての今後の推進について基本的なことを申し上げました。

基本計画の中に基本指針、基本目標、個別施策、こういった項目の中に基本指針として魅力と活力のある農村づくり、こういう指針の項目がございます。その中に豊かな農村環境の形成、農村文化の継承と交流という個別施策、基本目標の中に個別施策として12の小さな個別施策がございます。議員申されますように、農村生活環境の整備でありますとか、今、言われております農業、農村の多面的機能の維持、それから農村地域の活性化、こういったものも分野がございますので、関係する課と連携を取りながら今後進めてまいることになるかというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） これから進められる中で関係部署とも連携を取りながらということですので、ぜひ、進んでいくことを願っております。

それで、市長にお尋ねですが、昨年市長のマニフェストについての質問の中で、私が質問したのに、市長が決めて予算の調整がつけば、すぐ実行に移されるもの、住民の意識を変えなければ達成できないものもある。住民の意識を変え、変革するにはというのを質問したとき、市長は、このことが一番難しい。住民の皆さん方に意識を変えてもらうには、

行政に対する参加の意識を持っていただきたいと思います。そのとおりだろうと思います。

そこで、最初の企画の段階から参加して行う事業、それは参加した住民も達成感も大きいと思います。小浜市の各地区の取り組みを取り入れたらどうだろうかと思いますけれども、市長はどうでしょうか。新たな予算がつくまでに十分熟慮なさって、次の予算のときには取り入れていただけたらなあと思うのですが、お尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） 今、矢野議員が視察で見てこられた小浜市の事例をもとに御質問がございました。もちろん、これは住民の皆さん方の参加ないし理解というものが前提でならなきゃならん。そのためにいわゆる、これはあくまでも農業という側面でとらえておりますけれども、ただ、さきに言いました条例につきましては、要するに行政の責務、それから農業者の役割、市民の役割という形できちっと、そのことについてもうたいこんであります。これを現実のものにやっていくということになりますと、さっき言いましたように、住民の皆さん方の御理解、御協力というのが必要になってまいります。そのときに、やっぱり一番大きな形の中で、キーになってくるというのが今、今年度から始めたコミュニティ事業、この中で、こういった中で、こういった形でそれに取り組んでいただくか、あるいは協力していただくかということを経後もはやっぱり模索をしていかなきゃならんし、そういう方向にもっていかなきゃならんと思います。

また、予算の件について話ございましたけれども、基本計画のほう、計画が今、策定中であります。答申をいただきまして、最終的には今月の末ぐらいには皆さん方にも最終的な形で議員の皆さん方にもお知らせをして、それに基づいて今後の農業の施策をやっていくということでもありますから、今回の、23年度の当初予算にも新しいものについては二、三、農業関係で予算をつけさせていただいています。それにとらわれることなく、今後、その計画の中で早急にやらなきゃならんということがあれば、補正予算等も含めて、また、議会の皆さん方にお諮りして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 前向きに取り組まれることだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

コミュニティも22年度から始まったばかりですし、取り組んでいくいいきっかけだと思います。今ある予算の中から、コミュニティに割り振られている、その中からというとなかなか一斉に取り組むはできないかもしれませんが、別予算が組まれて取り組んでほしいということになれば、進んでいくのではないかと思いますので、期待しながら来年度の予算、あるいは補正予算を期待したいと思います。

それでは、次の内容のことについて進ませさせていただきます。

この計画書には先ほど部長が言われましたように、三つの基本指針がありますが、新鮮

で安全・安心な食づくり、豊かな地域資源を生かし、農業の未来を切り開く、魅力と活力ある農村づくりの三つがあります。私が通告書に書いている食育と地産地消の推進は、1の新鮮で安全・安心な食づくりの中にあります。

昨年の市長のマニフェストに関して地産地消の推進は尋ねましたけれども、そして担当課から21年度に策定された食と農推進計画に基づいて進められていること、そして、取り組みが進んでいることを聞きましたけれども、今年度新たな計画が立っているわけですので、具体的な計画があれば食育と地産地消の推進の具体的な計画をお願いします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） 食育と地産地消の具体的な推進ということだというふうに理解をいたしますが、先ほど議員も言われましたように、20年度に食と農の推進計画を市として策定しております。担当課の農業振興課としては、全庁的な市役所内の関係各課と連携をしまして、ワーキング委員会を立ち上げて、その計画に基づく進捗を把握しようとして、全体的にとりまとめをやりまして、それをワーキング委員会から、それから食と農推進協議会というのが、委員会まだ残しております、そこに報告をいたしております。全体的なとりまとめを農業振興課のほうでやっておるとい状況であります。

その中に具体的な数値目標等を掲げていますので、それにどれだけ近づいているのか、目標達成に向けてその進捗を把握するというを担当課としてはまず行っておるところです。

それで、今後、具体的な地産地消の推進、食育の推進ということですが、現在、今、計画策定中の中に当然、食育と地産地消の推進計画を示しております、家庭や地域における食育の推進、それから学校給食での地元農産物の利用促進、これを重点事業として掲げておまして、これを推進していきたいということで食に対する市民の意識を高めていく、健康で豊かな食生活を実践するというを推進したいというふうに考えておるところです。

具体的には、今、計画の中でも示しております地産地消の推進認定制度の導入とか、朝倉農産物の積極的な推進ということで、販売を行う小売店、飲食店、こういうものを地産地消の推進店として認定していくというようなものを計画の中でうたっておりますし、これをより具体化に結びつけていきたいというふうに、これからが中身の検討ということで考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 新たな認定制度なども加えられ、これから進んでいくことだと期待をしております。

次に、学校給食における地産地消の拡大について、お願いいたします。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 議員お尋ねの学校におけます地産地消の拡大の件ということ

でございますが、学校給食におけます地産地消の状況につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、朝倉地域におきましては竹ん子会から、杷木地域においてはバサロから給食用野菜を納入しております、地場産品の利用率が60%を超えているような状況でございます。甘木地域におきましては、市場からの納入もしております、地場産品の利用率は30%程度でございます。朝倉市全体で申しますと、22年度現在で39.7%でございます。食料・農業・農村基本計画におきましては28年3月の目標値を50%としているところでございます。現在、先ほど言いました甘木地区につきまして、直販所の納入等を行っておりますので、22年9月からはきばる農産直売所から三奈木、金川小学校に納入をするようにいたしております。そういったことから、現在、推定としましては45%を見込んでいるというような状況でございます。

また、今後の対応といたしましては、引き続き直売所の納入拡大を視野に入れながら、朝倉産でとれるような季節野菜とかにつきましては、朝倉産で納入することを指定する、いわゆる指定納入の手法等を推進していきたいというふうに考えているところです。以上なことでの拡大等も図っていきたいというふうな考え方でございます。以上でございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） まだ、地域によって地場産の食材の供給率が違うようですけども、今、努力をしてあるところですので、今後、さらに進んでいくものだと期待をしております。

次に、学校給食における食育の推進についてお尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 学校給食での食育の推進ということでございますけれども、食につきましては、平成17年施行の食育基本法におきまして定められているところでございまして、それに基づきながら推進を図っていくというふうにいたしているところでございますが、さらに子どもの食育につきましては、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものであるというふうに定められているところでございます。

学校給食におきましても、このような理念を踏まえながら実施していくということにしておるところでございますが、食育基本法にあります健全な食生活を実践することができる人間を育てていくというためにも自分で食事をつくることは食育の一環の中で特に重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

このようなことから、平成23年度の計画でございますけれども、弁当の日の実施について具体的な検討をしているところでございまして、できれば実践をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、あわせまして23年度におきましては、毎年5月から6月に市内全域のPTAの方

や先生方を対象として、子どもの明日を考える講演会等を開催いたしておりますので、その中で講師等を招きながらPR活動をしていきたいというふうに考えております。

また、給食だよりや食育だよりを通じまして、保護者の方にもお知らせしながら啓発等を行ってきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 食育における推進のほうでは、新たに今年度23年度弁当の日を計画しているということで、私も弁当の日のことはあちらこちらの講演で始められた人からもお話聞いたことがありますし、書籍などでも知っておりますけれども、とってもいいことだと思っておりますので、ぜひ実行に移されたいと思います。

私は地産地消の拡大と、食育の推進というのは切り離せないものだと思っております。

例えば先ほど朝倉の例で竹ん子会のことを言われましたけれども、ただ、納入が60%を超えているという、そのことだけではないと思っております。竹ん子会の方たちがスタートは自分たちが無農薬や減農薬、有機栽培で栽培した野菜をよその人たちばかりに食べてもらうのではなくて、地域の子どもたちに食べさせたいという思いからスタートされたのがきっかけでした。そして、自分たちが努力をなさって、いろんな作物をつくれますし、また、栄養士さんがどういう作物ができるかを調べられて献立をつくれるなど、いろいろな努力があつて、それは実っております。そして、自分たちが配達に行かれますので、子どもたちに会われます。だから、子どもたちは給食の食材を持ってこられるおばちゃんたちを知っております。また、この方たちは子どもたちの野菜づくりなどのお手伝いもしております。苗を植える前の土の手入れから、苗を植え、育てるとき、それから収穫、そして調理をして食べる、そういうときもかかわりを持ってあります。あるいは、保存食をつくる。例えば味噌づくりであるとか、干し柿をつくるなどのような保存食をつくる手伝いも、指導もなさっております。

そういうかかわりの中で、子どもたちはただ食材が、地域の食材が届けられるということだけではなく、農業とかかわりを持って、また、その人となりに触れ合いながら育てております。それが大事な食育ではないかなと思います。一緒に農作業をすること、そしてそれを育てていくこと、食べること、それらを通しての食育であると思っております。竹ん子会が何回も表彰を受けられたのは、そういう取り組みの成果だと思っております。

だから、やっぱり大事な人は人ではないか、人がどういうかかわりを持っていくか、ということが大事なのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） 食育の大切さにつきましては、子どもたちの時代から、特にそのことを学んでいく必要が、大切だろうと思っております。

そういったことで学校におきましても体験農業とかを実施しているところとあわせまして、給食におきましても小中学校時代から食の大切さを給食を通じて学んでいくというこ

とがひとつの大きな目的としてございますし、また、そのことのみならず、朝倉産の食べ物の豊富さという特産物であるというような状況、産地であるというようなことを知っていただくということも大事かと思っております。そういったことでふるさとの大切さなり、ふるさとへの感謝の気持ちを育んでいくというようなことでの取り組みも必要であるというふうに考えておりますので、今、申しましたようなことでの学校給食をさらに充実し、推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） ぜひ、一貫した取り組みをお願いしたいと思います。先ほど紹介した小浜市の食のまちづくり、この中でも12地区ある、その12地区から地元の学校へ食材が届けられるそうです。そのことで新たな産業が生まれたりもしているそうです。ぜひ、参考になさっていただけたらと思います。

次に、学校給食における米飯給食の拡大と書いてありますが、米どころの朝倉ですので、朝倉の米を使ってほしい。それから、朝倉の米を週5回完全米飯給食にしてほしいという願いが、今までも何回か聞かれたことがあると思いますけれども、取り組んでいただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（柴田裕隆君） 教育部長。

○教育部長（藤本具彦君） お尋ねの米飯給食の拡大ということでございますけれども、現在、朝倉市の米飯給食の実施につきましては週5日のうち3.5日を実施いたしているところでございます。ちなみに県内の市の状況といたしましては、週3日の市が最も多いというような状況でございまして、平均よりも朝倉市のほうはやや多いというふうな実施状況でございます。

今後でございまして、児童生徒の嗜好やパン食もやっておりますので、そういった動向などの諸事情を踏まえながら、今後とも拡大については検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 小さいときに何を食べたかというのはとても大きく影響するそうですので、小学校1年生から米飯給食、完全米飯給食になじんでいる子どもは米飯がとても好きだそうです。そして、米飯は脂質が少ないから健康的にもいいということです。

小浜市も完全5日制をとっておりますが、福岡県でも築上町は週5回米飯給食になっております。一気になされたわけではなくてモデル地域をつくられながら、何年もかかって完全な米飯給食へと移行をしております。焦らず、地域の理解を深めながら取り組んでいくということが大事であるというように築上町の方、言っております。今後、ふやしていきたいということですので、ぜひ、拡大をお願いしたいと思います。

時間が少なくなってきましたので、次に移らせていただきます。みんなで育む食と農のふる里あさくらの創造というところで、グリーンツーリズムの推進のこと、都市と農村の

交流促進を出しておりますので、そのことに移ります。

グリーンツーリズムの構築は、基本指針3の魅力と活力ある農村づくりの中の基本目標に、農村文化の継承と交流の施策の一つです。グリーンツーリズムについては、これまでも3回質問していますが、主に修学旅行や子ども農山漁村交流プロジェクトについてでした。子ども農山漁村交流プロジェクトは、総務省、文科省、農林省の三つの省庁が一つのプロジェクトとして立ち上げ、平成20年度から5カ年の試行を始めた事業です。豊かな歴史と遺産、風光明媚な風土、温かくておもてなし上手な土地の人たちなど、朝倉市はグリーンツーリズムにぴったりですし、過疎化が進んでいるこの朝倉で受け入れ地域が広がれば、地域が活性化すると信じて声を上げています。

21年12月定例会では、南さつま市へ研修に行ってもらった人からの手紙を紹介しながら質問したのですが、その南さつま市への修学旅行は22年度7,500人、23年度の予約1万人だそうです。あのときも言いましたけれども、地域の方たちが生き生きしてあるそうです。19年には私も1泊で交流したのですが、そのときとは見違えるように活気づいているそうです。6月の市長のマニフェストのグリーンツーリズムの推進について尋ねたとき、高木地域で1泊の農村民泊をされた春日野小学校からの感動のお手紙を読まれまして、行政としては何をどのようにして推進されるのか、聞かないで終わってしまいました。それで、また、取り上げました。

市長は、朝倉市の中でもそれぞれの地区で違うので、それぞれの特徴を出して有機的なつながりを持っていくことが大切だと言われました。22年10月、市内各地区の賛同者で朝倉グリーンツーリズム協議会を立ち上げ、受け入れ家庭をふやそうと努力しています。住民も努力をしております。市長のマニフェストにも書かれ、今度策定される基本計画にも上げられているグリーンツーリズムを行政としてはどのように推進されますか、お尋ねします。

○議長（柴田裕隆君） 農業振興課長。

○農業振興課長（岩下 孝君） グリーンツーリズムの推進ということですが、これまでも議員のほうから御質問がありましたが、当然、先ほど言われました10月15日にいろんな団体でグリーンツーリズム協議会ができたという動きができておりますし、徐々にそういう関係者の連携と協力が培われておるといふふうに理解しております。

グリーンツーリズムについては、行政と住民の役割ということではいろんな地域活動家とか民間団体等が主体となって活動を積み重ねていく中で、共同で情報を共有し、グリーンツーリズムへの市民の理解とか、受け入れ農家づくり、そういう支援の輪が広がって初めて事業の展開ができるものというふうには理解しております。

民間の盛り上がりがあるという中で、今、協議会が立ち上がっておりますので、そういう協議会の中に行政としての役割があると思いますし、また、支援策が出てくると思いますので、充実強化する中で行政としての支援をしていきたいと思っております。基本計画

の中でも策定中ではありますが、都市と農村の交流を盛り込んでおります。地域の理解や市民の理解と活動体制づくりを広げていく中で、朝倉市ならではのグリーンツーリズムの構築に努めていきたいというふうに行政は考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 先ほど21年度研修に行ってもらいましたと、国の補助事業で2人の研修生が研修して来られたわけですがけれども、残念ながら朝倉市ではこの2人を22年度に活用できませんでした。活躍の場を与えることができませんでした。

23年度は食と地域の交流促進、集落活性化対策という国の補助事業に手を上げる予定です。今、その書類がほぼでき上がったところです。九州農政局も県の農山漁村振興課も後押しをしてもらっております。その補助事業では職員の雇用ができません。電話の設置もできません。受け入れ地域の整備に使えます。受け入れ地域の整備をするのに、人が動かなければ受け入れ地域、この広い朝倉市内で受け入れ地域の整備、なかなかできませんので、市が今までよりもちょっと後押しをしてくださったら、ぐんと飛躍できるチャンスだと今、思っております。

取り組みが進んでいる地域では、民間と行政が両輪となって進めています。一昨年、九州グリーンツーリズム大会である人が、人吉であった大会なんですけれども、こんなに言われました。両輪があると前進するけれども、民間にしる、行政にしる、片方だけの車輪ではコンパスの芯を軸にしてぐるぐる円を描いて前へは進めません、と言われました。私はそれを残念ながら実感しながら聞きました。

ぜひ、両輪となって進めたいと思うのですが、行政としての支援——支援という言葉は聞きますけれども、具体的に何を支援していただけるのか、ずーっと支援はなくても、もう南さつま市のようにたくさん人が来るようになれば、手を離れることはできると思います。

具体的に何を支援していただけるのか、市長にお伺いいたします。マニフェストに書かなくても今の事業、今、行政の担当者はおられるわけです。支援はだからされるわけです。マニフェストに書かれるということは、それよりも一段と何かなさるんだと思ってお尋ねをいたします。

○議長（柴田裕隆君） 市長。

○市長（森田俊介君） グリーンツーリズムについては、この地域にとって非常に今後大事な事業であるというふうに私は認識しております。前回は申しましたけれども、この朝倉地域というのはいわゆる中山間地から平地まであります。それぞれに違った形のグリーンツーリズムというのを構築できる地域だろうと思います。

ただ、残念ながら今日まで個々に、それぞれが個々にやられておった、個人で。しかし、これが今回、10月15日に一つの協議会として組織としてまとまった。これから行政として具体的に何をやっていくのかということでもありますけれども、じゃあ、現実問題として、

南さつま市は修学旅行を受け入れておるとい話がございます。しかし、そういうことも大事でしょうけれども、じゃあ、その地域の南さつま市は比較的都市から離れた地域ですね。極端にいうならば、大都市からは。じゃあ、私どもの場合はすぐ近くに福岡市という都市圏を含めた、いわば200万人近くの人口のある地域を抱えております。ですから、そこから修学旅行というより、日常的な、それは修学旅行も含めてもっと日常的な、そういった都市の人たちの住民が来ていただけるというものを構築するほうがより現実的なのかなあという、私は個人的にはそういう気持ちを、考え方を持っております。

じゃあ、そのために行政が何をやっていくかということは、今、具体的に話ございましたけれども、具体的に申しますなら、例えば幾らお金を、予算措置をするということではございませんで、実はこれはほかのことにも関係ありますけど、今、担当課がいわゆる一方では、グリーンツーリズムのときは、今、農業振興課が答弁いたしました。一方、観光という側面を見れば、商工観光課なんです。これはいずれも部は一緒ですけれども、そういう形で課が分かれております。ですから、今のところ、そこらあたりの内部の体制というものをやって、より力が発揮できるような組織の内部体制を整えていこうというふうに考えております。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 内部の体制を整えていくということですが、やっぱりチャンスというのがあると思うので、そのチャンスは逃がさないで発揮するというのが躍進していく大事なところではないかと思えますし、今が朝倉市にとってのグリーンツーリズムにとっては躍進のしどきだと思っておりますので、よろしく検討をお願いいたします。

修学旅行については市長はまだ、余り朝倉市としての修学旅行ということをどうかなと思っておりますが、修学旅行は人数がたくさん来ますし、予定がたつんです。2年先の予定で修学旅行は動きますので、何百人がいつ来るということがわかりますから計画を十分練って受け入れ体制が整えられます。それから、修学旅行には子どもたちが予算を積んでおりますので、きちんと予算措置がある中で子どもたちは来ることができます。そういう利点があるから躍進していると思っております。高校生だと遠くから来ますから、南さつま市は関東地方から来しております。必ずしも近くからだけではなくて、遠くからの修学旅行も検討する必要があると思えます。

時間が少なくなりましたので、これからの計画を期待して次に進ませていただきます。

次に進みますと言いましたけれども、くどいようですけれども、せっかく市長の思い入れでつくられた条例とできる基本計画、本当に実のあるものにしていくには、やっぱり熱烈な気持ちを発信していくということが大事だろうと思えます。ぜひ、その熱い思いが行政職員の隅々まで、あるいは市民の隅々までひろまっていくことを願っております。

次、男女共同参画まちづくりについてと通告書を書いておりますが、このことも私は19年から4回しております。内容は男女共同参画社会が実現したときに、どういう社会像を

描かれますかという質問をしたこともあります。あるいは審議会や委員会への女性の登用率、審議会、委員会への公募枠、人選のあり方、要綱をつくる時の職員のもの考え方、条例の文言など、いろいろお尋ねをいたしました。なぜ、こう何回も男女共同参画まちづくりに関する質問をするかと言いますと、私は男女共同参画社会の実現は、老若男女、老いも若きも男も女も、障害があってもなくても、だれもが住みやすい社会になると信じているからです。

私が初めて男女共同参画まちづくりに関する質問をし、もし、もっと早く男女共同参画社会の実現を目指していたら、少子化に歯どめがかかり、出生率は上がったでしょう。働き盛りの男性の自殺、自死は少なくなったでしょう、と言ったとき、嘲笑の声が聞こえました。でも、今ではここにおられる多くの方が男女共同参画のための具体的な施策を打ちだしている北欧では、少子化がストップし、出生率が上がっていることを御存知だと思います。

日本でも出産や育児のために退職することなく、多様な働き方を提案している企業をテレビ等で紹介するようになりました。ワークライフバランスという言葉をよく耳にするようになりましたが、男女で社会も家庭も地域も担っていける社会になるよう願っています。

質問ですが、男女共同参画まちづくり条例ができて3年、男女共同参画のまちづくりは進んでいるのでしょうか。進捗状況、確実に進んだこと、進まないこと、また、これらの実態に対して今後どう取り組んでいくのかなどについて質問をいたします。

それで、質問の前に、評価報告書はインターネットから出して見させていただきました。だから、非常にいろんな努力がなされていることも知っております。審議会の皆さんたちもどう評価するのか、評価の観点がどうなのか悩みながら、評価してあることも読ませていただきました。具体的に進まないし動かないし、行動を起こさないと進んでいかないとしますので、一般論ではなくて進んだこと、進んでいないことなどは心のうちも出しながら、出していただけたらと思います。

○議長（柴田裕隆君） 総務部長。

○総務部長（樋口信尋君） 質問が3点ほどございます。時間も余りないようでございますが、進捗状況につきましては、平成19年度に朝倉市男女共同参画のまちづくり条例を制定しながら、男女がともに自立し、支えあい、個性や能力を發揮できる元気な朝倉市づくりを基本理念といたしまして、この男女共同参画の推進を市の主要な施策として位置づけております。

その具体的な推進計画といたしましては、平成19年度から平成23年度までを計画期間とします朝倉市男女共同参画推進計画を作成し、これまでさまざまな取り組みを進めてきたところでございます。

その推進計画の事業点検、それから評価に当たりましては、男女共同参画審議会委員の皆さんに調査あるいは審議などを大変御苦勞をおかけして進めているところでございます。

本計画もこととして3回目の点検、それから評価報告となりますが、全体的評価につきましては、平成19年度はA評価とB評価、これでよくできている、それから、施策がなされた、改善が見られる、の合計の割合が約40%に達したものが平成21年度におきましては60%を超える評価をいただいております。この3年間で目標にほぼ達している事業がふえておりますけど、まだまだ、改善できてない事業が多くあることも事実でございます。これからも全庁的に各所管課が協力をしながら、継続的な取り組みを進め、市民、企業、団体などの理解と参画を得ながら、この男女共同参画社会の充実、普遍化に向けて計画の一層の推進をしなければならないというふうに考えております。

それから、推進できたことあるいは学習の機会をされたかという質問でございます。平成21年度分の評価結果において、推進計画に掲げております六つの基本目標ごとのA評価とB評価のこの合計の達成率を見ますと、基本目標2いのち・人権の尊重が71%、それから基本目標の6であります推進体制の整備・充実が67%となっております。基本目標の3であります方針決定への男女共同参画は45%で5割に満たない状況にあります。

また、御指摘のとおり、この朝倉市男女共同参画のまちづくり条例第10条におきましては、補助金受給団体の責務といたしまして、男女共同参画に関する理解を深める学習の機会を設けるよう努めなければならないというふうな努力義務が規定されておるところでございます。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員。

○13番（矢野公子君） 済みません。途中で切ったような形になりましたけれども、補助金の努力義務のことをおっしゃっている途中でしたけれども、その動きはだからなされたと解釈してよろしいものでしょうか。

それと、去年そのことは私、条例の中に努力義務があると、補助金をもらっている団体に、あなたのところはどのような学習をつみましたか、というのを聞きましたかというのを尋ねたのを覚えております。そういう具体的な行動によって一つ一つ進んでいくと思います。

条例の文言の一つ一つが朝倉市の中に浸透していくこと、市民の中に浸透していくことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（柴田裕隆君） 13番矢野公子議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前11時零分休憩